

2020年5月11日

厚生労働大臣 加藤勝信 様

全国生活と健康を守る会連合会  
会長代行 吉田 松雄  
新宿区新宿5-12-15KATOビル3階  
電話 03-3354-7431  
ファクス 03-3354-7435

### 新型コロナウイルス対策の「特別定額給付金」に関わる要望書

貴職の日頃のご奮闘に敬意を表します。さて、現在、新型コロナウイルスが猛威を振るっており、緊急事態宣言が発動されております。国民に対しては、外出の自粛、3密（密集、密接、密閉）を避ける行動等が要請されております。そのために、経済は停滞し、失業、収入減少等に苦しんでいます。このような中で、政府は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の一環として、全国民に10万円を支給する「特別定額給付金」制度を決定し、いま給付が始まっています。遅すぎる決定ですが、国民にとっては待ち望んでいた政策です。

さて、この給付金に関して、由々しき問題が起こっています。生活保護利用者の場合も、この10万円は支給されることになっておりますが、困窮のために生活保護を利用しようとした場合に、支給された10万円は、資産とみなされて、生活保護利用のための「要否判定」に使用するということです。これでは、折角支給された金員が、生活保護を利用しようすると事実上「返還」させられることとなります。このようなやり方は即時中止すべきです。生活困窮者の暮らしを守る上でも、憲法第14条の「法の下での平等」を実現するためにも、やめるべきです。以下要望致します。

#### 〈 記 〉

- 一、特別定額給付金は、生活保護申請時の要否判定の資産としては認定しないこと。

以 上

お世話になっております。

厚生労働省社会・援護局保護課保護係の橋本です。5月11日に貴会よりいただきました要望書につきまして、当課で検討させていただきました結果、以下の通りご回答させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

**【ご回答】**

○生活保護制度については、資産を活用いただくことが、生活保護法上の基本原理となっております。

○特別定額給付金を受領した後は手持ち金となるため、保護開始時の要否判定においては、活用すべき資産として取り扱われることになります。

＼m／＼m／＼m／＼m／＼m／＼m／

厚生労働省社会・援護局

保護課 保護係 橋本 航輔

電話 03-5253-1111(2826)

FAX 03-3592-5934

E-mail : [hashimoto-kousuke@mhlw.go.jp](mailto:hashimoto-kousuke@mhlw.go.jp)

＼m／＼m／＼m／＼m／＼m／＼m／



## 送付書

(本紙含め1枚)

令和2年6月1日

全国生活と健康を守る会連合会 事務局長 西野 様

件名： 6月1日にお電話にてご照会いただきました件について

いつもお世話になります。

表題の件につきまして、以下の通りお伝えいたしますので、ご査収いただきますようお願い致します。

(各種給付金の取扱いにかかるQA)

【照会内容】

特別定額給付金等を受領した世帯に対して、一律収入申告書を徴すべきか。

【回答】

生活保護法上、収入に変動があれば届け出なければならないと規定されているため、特別定額給付金等を受領した場合は収入申告が必要となるが、金額が一律であること等から、必ずしも書面や挙証資料の提出をもって行わせる必要はない。また、書面で徴する場合であっても、他の収入の申告の際に合わせて申告を求める等、柔軟に取り扱って差し支えない。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

社会・援護局 保護課 保護係 千葉

TEL : 03-5253-1111 (ex2835)

FAX : 03-3595-2613 (直)

03-3592-5934

(〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2)